

困難女性等相談支援員の配置について

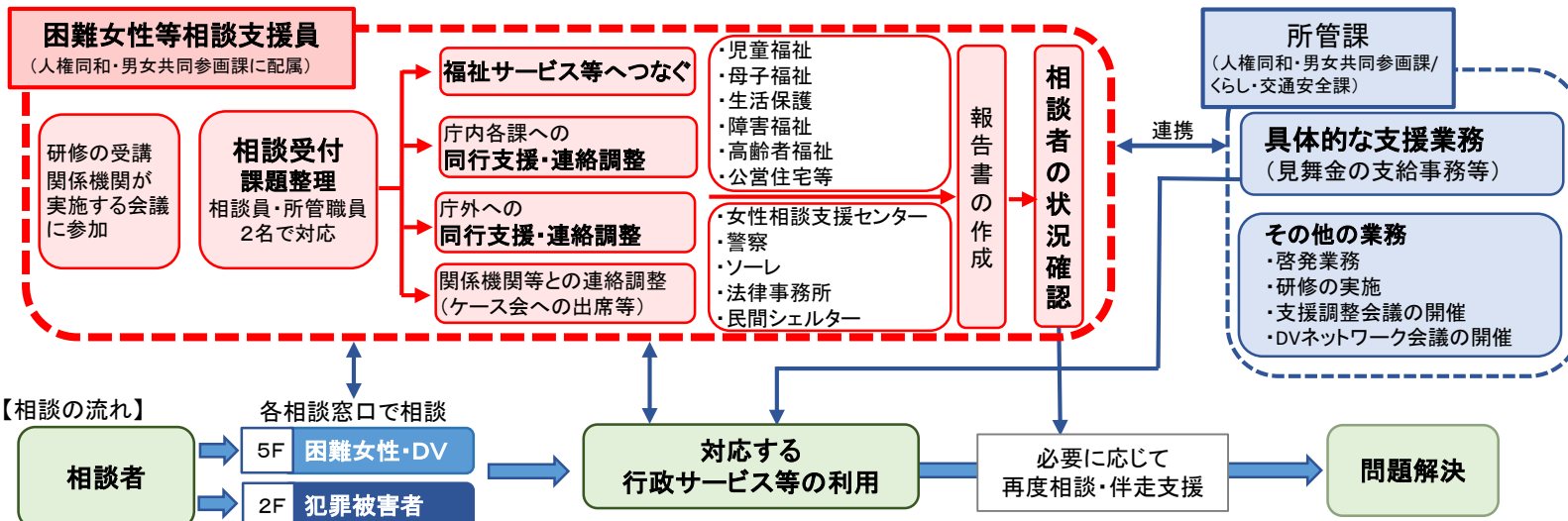
1 趣旨等

女性の様々な問題やDV相談、犯罪被害の相談に対応し、解決に向けて必要な支援を行うため、「困難女性等相談支援員」を配置するもの。
困難女性支援法及びDV防止法に基づく「女性相談支援員」とともに、「高知市犯罪被害者等支援条例」に基づく相談及び情報の提供の役割を担う。

相談・支援内容	困難女性	DV被害	犯罪被害
相談員名称	困難女性等相談支援員		
根拠	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)第11条第2項 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。	犯罪被害者等基本法 「高知市犯罪被害者等支援条例」第9条第1項 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。
主な相談(例)	- 夫や交際相手からの暴力 - 夫婦間の不和や離婚問題 - 男女関係のトラブル、ストーカー被害、デートDV - 予期せぬ妊娠・出産 - 家庭内の不和やいざこざ - 生活困窮、生活上の行き詰まり	配偶者や交際相手からの暴力 - 殴る、蹴る、物を投げつける - 生活費を渡さない、外で働くことを妨害する - 外出を禁止する、交友関係を細かく監視する、無視する - 性行為の強要、避妊に協力しない	- 犯罪被害者等(死亡時の遺族、重傷病、不同意性交等の性被害)の相談 - 日常生活の支援、保健医療サービス及び福祉サービス等へつなぐ支援
相談窓口(所管課)	所管 人権同和・男女共同参画課 場所 たかじょう庁舎5階		所管 くらし・交通安全課 場所 たかじょう庁舎2階

2 支援員の業務及び支援の流れ

困難女性等相談支援員は、相談の受付から支援調整、相談者のフォローまで包括的に伴走しながら中長期的な支援を行う。
また、所管課と連携して啓発や職員研修等、多岐にわたる業務に携わる。



3 支援員の勤務形態

- 【雇用条件等】
 - 会計年度任用職員
 - 9時～17時の7時間、週5までの勤務
- ・ 配属 人権同和・男女共同参画課
- ・ 資格要件等
次のいずれかに該当する者
 - ① 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の資格を有する者
 - ② 社会福祉主事として福祉業務の経験が1年以上ある者
 - ③ 女性又は家庭に関する相談業務等の経験が1年以上ある者
- 【その他】
 - ・ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金(1/2)の対象
※兼任の場合業務量に応じて按分